

[事案 2025-139] 告知義務違反解除取消請求

・令和8年3月11日 裁定打切り

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年11月から6日間、右中脳動脈心原性脳梗塞で入院したため、令和6年3月に申込みをした医療保険にもとづき給付金の請求をしたが、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかしながら、以下等の理由により、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いを求める。

- (1) 保険会社が告知義務違反と主張する令和3年10月から令和4年10月までの病院による5回の処方箋発行は、自分の意思とは関係なく、妻が勝手に行ったものである。
- (2) 医師が診察せずに処方箋を発行することは医師法違反であり、違法な処方箋発行を告知すべき「投薬」とみなすべきではない。
- (3) 追加告知書を作成する際、相手方コールセンターの担当者と直接話をしながら作成したにもかかわらず、説明や指摘がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知書には、「『7日以上期間にわたる投薬』とは合計7日以上薬を処方された場合をさします（薬を飲まなかった場合や受け取らなかった場合も含まれます。）」と明記している。
- (2) 申立人が薬を服用していない、または受け取っていないのであれば、約1年の間に5回、合計140日分の処方箋が発行されていることは不自然である。処方箋発行が不定期であったとしても、必要のない処方箋を医療機関が発行することは一般的に考え難い。病院が診察なしに処方箋を発行したことが医師法違反だとしても、そのことをもって当社が告知義務違反を主張できないという根拠にはならない。
- (3) 追加告知のことで申立人が当社コールセンターと電話した際、担当者が不整脈の診察等の現在の状況を質問し、医師から完治と言われていないのであれば告知項目に該当するため告知するよう案内したところ、申立人は「医師から病院に来てくださいと言われていない。5年以上病院に行ってません。経過観察も何もなし。」と申し出ている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、処方箋発行の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 申立人の陳述を裏付ける客観的証拠はなく、医師が申立人を診察せずに本件処方箋発行をした経緯や状況などの事情が明らかではないことから、申立人の事情聴取の結果のみで、申立人に「故意または重大な過失」があったかどうかを判断することは著しく困難である。

(2) 本件についての事実関係を明らかにするためには、相手方の反対尋問権も保障された厳密な証拠調手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、申立人の妻や医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性があるが、裁判外紛争解決機関である裁定審査会は、それらの手続は設けられていない。